

定 款

変 更	平成 元年	3月 1日
変 更	平成 4年	6月26日
変 更	平成 6年	6月29日
変 更	平成14年	6月27日
変 更	平成15年	6月27日
変 更	平成16年	6月29日
変 更	平成17年	6月29日
変 更	平成18年	6月29日
変 更	平成19年	6月28日
変 更	平成19年	10月1日
変 更	平成21年	6月29日
変 更	平成23年	6月28日
変 更	平成26年	6月24日
変 更	平成27年	6月24日
変 更	平成28年	6月24日
変 更	平成30年	6月22日
変 更	令和 4年	6月24日

日邦産業株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、日邦産業株式会社と称し、英文ではNIPPO LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) 以下の事業に関する設備、金型、治具、製品、部品等の企画、開発、製造及び販売並びに輸出入
 - ① エレクトロニクス（半導体、ディスプレイ、LED、通信モジュール、電子部品及び電子材料等）
 - ② クリーンエネルギー（太陽光、風力、水素、都市ガス、バイオエタノール等）
 - ③ モビリティパーツ（自動車部品等）
 - ④ 精密機器（OA、オーディオ・ビジュアル及びデジタルイメージング等）
 - ⑤ 医療用機器（医療機器及び医療用具を含む。）
 - ⑥ 住宅用機器
 - ⑦ 工業用機器
 - ⑧ R F I D
- 2) (1)の製品等にかかる仲立業及び代理業
- 3) 古物の売買、交換及び受託売買、同交換
- 4) 動産、不動産賃貸業
- 5) 有価証券等の保有、売買及び運用
- 6) 金銭の貸付、債務の引受、各種債権の売買、外国為替取引及びその他金融業
- 7) 経営、労務、経理事務等事務代行業
- 8) 倉庫業
- 9) 陸上運送業、海上運送業、航空運送業及び運送取扱業
- 10) 温室効果ガス排出権の取引
- 11) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市中区に置く。

(機関)

第3条の2 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査等委員会
- 3) 会計監査人

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第5条の2 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (3) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、

その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- (2) 前号に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に、臨時株主総会は、必要に応じて随時、取締役会の決議に基づき招集する。

(電子提供措置等)

第12条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集者及び議長)

第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当てる。

(決議の方法)

第14条 当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- (2) 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 当会社の株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載又は記録する。

- (2) 前号の議事録は、原本を本店に10年間、その謄本を支店に5年間備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は7名以内とする。

- (2) 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は5名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- (3) 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定及び解職する。

- (2) 取締役会はその決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定及び解職することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 当社の取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当てる。

(取締役会の招集通知)

第22条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の

必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第24条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 当社の取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(2) 前号の議事録は、その原本を本店に10年間備え置く。

(取締役の報酬等)

第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員以外の取締役と監査等委員とを区分して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員が会日の3日前までに他の監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第30条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第32条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第33条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 当会社の剰余金の配当金（中間配当金を含む）が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。

(2) 前項の剰余金の配当金（中間配当金を含む）には、利息を付さない。

附則

1. 変更前の定款第11条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後の定款第12条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第11条の2はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。